慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	M・K・ローゼンハイム編『少年のための司法』
Sub Title	Margaret Keeney Rosenheim (ed.): Justice for the child, 1962
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.38, No.8 (1965. 8) ,p.153- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	刑事法学の当面する諸問題 紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650815-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



Margaret Keeney Rosenheim (ed.):

Justice for the child

The Juvenile Court in Transition

New York, The Free Press of Grencoe, 1962

M・K・ローゼンハイム編

合衆国児童局の統計によれば、米国の少年の一割強の者は、何らようなものであり、その当面している問題は何であろうか。六〇年余を経た今日、アメリカ合衆国内の少年裁判所の現状はどの一八九九年にシカゴに最初の少年裁判所ができてから、おおよそ

年の将来と深いかかわりをもつてきている。かの理由で少年裁判所と接触をもつに至つており、それだけに、少

整つている少年裁判所は少ない。会復帰を、という目標を実現するための充分な診断、処遇の機構のまた、イリノイ州法に掲げられた、少年に対しては刑罰よりも社

あるいはまた、司法機関としての役割と社会復帰機関としての役

る。

所の手続の非形式性はどこまで法の正当な手続と両立し得るものな割とは、裁判所の中で充分に統合され得るのであろうか。少年裁判

を集めたのが本書である。 を集めたのが本書である。 を集めたのが本書である。 を集めたのが本書である。 を集めたのが本書である。 での主題を開催した。この会議での基調報告となつた論文から、裁判官、ソーシャルワーカー、学者等の参加を得て、一九六から、裁判官、ソーシャルワーカー、学者等の参加を得て、一九六から、裁判官、ソーシャルファーを集めたのが本書である。

従つて、本書に収録されている一○編の論文の著者も、裁判官、

法律家、社会福祉学者などに分れている。

紹

ŀ

著者はその点で、刑事的起源を主たるものとみる考え方をとつてい論じられ、むしろ後者のほうのウェイトが強いように思われるが、年教判所運動は刑事責任年齢下限の引き上げにあり、パレンス・パ年教判所運動は刑事責任年齢下限の引き上げにあり、パレンス・パーリエの理論は、その正当化のためのものだという点で ある。 通いりて、本書の概観を行つている。その議論の中で目をひくのは、少して、本書の概観を行つている。その議論の中で目をひくのは、少して、本書の概観を行つている。その議論の中で目をひくのは、少して、本書の概観を行っている。

親は、契約の下に放棄した憲法上の権利の回復を求め得るとする。負つている。従つて、これらの義務に違反する事態の生じた時、両人し、一方家庭は、その憲法上の権判を放棄すること」を内容とする。相互の契約である以上、州は、両親との間の契約であるとする。その契約的な内容は、州と少年、両親との間の契約であるとする。その契約的な内容は、州と少年、両親との間の契約であるとする。その契約的な内容は、その憲法上の権判を放棄すること」を内容とする。相互の契約である以上、州は、両親に対して、非行の認定は非る。相互の契約である以上、州は、両親に対して、非行の認定は非る。相互の契約である以上、州は、西親に対して、非行の認定は非る。

様々で、全てを統一的に理解することは困難である。そこには、理で設立されており、その数は非常に多い。従つてまた、その実務もアメリカ合衆国内の少年裁判所は、おおむねカウンティのレベル

こうした現実に対して、 一方には、 少年裁判所は 少年を甘や か故に、成人よりも悪い取扱いを少年に科しているものもある。 た、刑事裁判所を小型にしたにすぎないような、有能な判事も、充想的に運営されているいくつかの立派な少年裁判所が ある と 同時

地位を強化するかという点にむけられる。少年裁判所における少年の不利益な取扱いに対しどのように少年のス・パトリエの約束の不履行という議論からも考えられるように、前者に対しては応える限りでなく、現在の問題は、前記のパレン

利状態をどうするのかという批判が存在する。

す、という批判があり、他方には、少年裁判所における少年の無権

の人権を保障する仕組をとり入れることを主張している。な少年裁判所の数の少ない現実を基にして、現在の機構の中に少年な性格を変えずに、手続を変える方策如何という形で考え、理想的一方、同じ批判に対し、エルソン弁護士は、少年裁判所の基本的

こまで司法機関であり、どこまで行政機関なのかという点にある。 前記の如く、本書の中心的なテーマの一つは、少年裁判所は、ど

また、少なくとも、他の社会福祉機関の不充分な地方では、少年裁すの状況に応じて少年裁判所の行政的機能は様々になつてよいし、普察またはその他の社会福祉機関との連絡等を挙げて論じていは、普察またはその他の社会福祉機関との連絡等を挙げて論じている。著者は、少年裁判所における司法機能の優位をみとめつつ、各地る。著者は、少年裁判所における司法機能の優位をみとめつつ、各地る。著者は、少年裁判所における司法機能の優位をみとめつつ、各地は、普察または、少年裁判所の行政的機能は様々になつてよいし、少年裁判所のもつている主要な行政機能につい現在、アメリカの少年裁判所のもつている主要な行政機能につい

果的に用いるブロベーション業務を挙げている。福祉機関に委ねるべきで、少年裁判所は、権威、抑制、或いは矯正福祉機関に委ねるべきで、少年裁判所は、権威、抑制、或いは矯正福祉機関に委ねるべきで、少年裁判所は、権威、抑制、或いは矯正

判所は進んで行政的な機能を引受けるべきだと主張している。

とに分れる。一九六〇年の児童局統計によれば、非行少年事件の約ば、それはインティク処遇とインティク後の非公式プロペーション年數判所における 非公式処遇がある。 フラドゥキン 助教授によ れな法の手続の保障等の観点から常に問題とされるものの一つに、少少年裁判所のもつ二つの機能の問題、或いは、少年に対する正当

五〇%は非公式に処理されているという。

処分の内容に関連して、フラドゥキン助教授は、いわゆる少年矯係など論点があげられている。料もある。この他、非公式処遇の経済性、地域と裁判所との相互関判もある。この他、非公式処遇の経済性、地域と裁判所との相互関

の社会福祉の領域にまで拡大できる。この一方には、非公式プロペ

非公式処遇によつて、少年裁判所は、自己の活動領域を裁判所外

ねるべきであり、その内容は、家庭中心処遇であるべきだと結論し正委員会組織のことにふれ、処遇の問題は、本来処遇の専門家に委

ている。

少年裁判所の二つの論文が収録されている。書には、少年、両親のみた少年裁判所、及び、地域社会内における少年裁判所の機能を裁判所の立場をはなれてみるものとして、本

機構改革の方法はないかとの疑問を提出している。機構改革の方法はないかとの疑問を提出している。或いは、両親は、中部の現状の当事者への反映として非常に興味をそそる。同氏は、内部の現状の当事者への反映として非常に興味をそそる。同氏は、内部の現状の当事者への反映として非常に興味をそそる。同氏は、中部の現状の当事者への反映として非常に興味をそそる。同氏は、中部の現状の当事者を少年裁判所は、時には混乱したものであり、少年や両親の目に映る少年裁判所は、時には混乱したものであり、少年や両親の目に映る少年裁判所は、時には混乱したものであり、

させ、問題少年を中心とした統合的組織の一環としての少年裁判所

カーン教授は、少年裁判所の手続を、ケースワークの手続に類比

内の少年保護の現状に注目していなければならない。(5)事例及び社会に対する責任の問題をとりあげている。少年を監督(5)事例及び社会に対する責任の問題をとりあげている。少年を監督の評価、③処遇計画、⑷処遇実施に分けられ、その全体を通して、の評価、④処遇計画、⑷処遇実施に分けられ、その全体を通して、の評価、④処遇計画、⑷処遇実施に分けられ、その全体を通して、の評価、④気に対けられ、その全体を通して、の評価、④気に対けられ、その全体を通して、の評価、④気に対している。その手続は、⑴事例の発見、⑵事件

の州にみられる。本書の副題の通り少年裁判所はその転換期にさしたまたが、私が最も強く印象付けられたのは、次のことである。そできたが、私が最も強く印象付けられたのは、次のことである。その豊富を経て、初期の熱情の代りに、現実の機構の冷静な観察から、少年の利益を守るための手続的保障を強くする方向で再編成さら、少年の利益を守るための手続的保障を強くする方向で再編成さら、少年の利益を守るための手続的保障を強くする方向で再編成さら、少年の利益を守るための手続的保障を強くする方向で再編成さら、少年の高さに、 N・P・P・Aの標準少年裁判所法の改正が 機関の一つとして歓迎されて出来上つた米国の少年裁判所法の改正が 表達の協力を得て、社会からは、大学の大学を対して、極めて大雑把に、本書の内容をみった、二の論文の紹介を略して、極めて大雑把に、本書の内容をみった、二の論文の紹介を略して、極めて大雑把に、本書の内容をみった、二の論文の紹介を略して、極めて大雑把に、本書の内容をみった、二の論文の紹介を略して、極めて大雑把に、本書の内容をみった。

(坂田 仁)

かかつているように思える。